

追 加 資 料

令 和 6 年 9 月 2 7 日
あきる野市特別職報酬等審議会

<追加資料一覧>

(資料番号)	(資料名)	(ページ番号)
--------	-------	---------

○市議会関係資料

1	あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	1
2	あきる野市議会 会議及び用語の解説	4
3	議員の報酬等について	9
4	あきる野市議会役職一覧	1 0
5	秋川市議会会議録	1 2

○その他資料

6	特別職（常勤）給与費単価	2 9
7	納税義務者当たり住民税所得割額	3 0

○あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成7年9月1日
条例第22号

(議員報酬)

第1条 市議会議員の議員報酬は、次の表のとおりとする。

区分	議員報酬額
議長	月額 510,000円
副議長	月額 456,000円
常任委員長	月額 441,000円
議会運営委員長	月額 441,000円
議員	月額 433,000円

(平20条例21・一部改正)

第2条 議長及び副議長にはその選挙された当月分から、常任委員長、議会運営委員長及び議員には、その職についた当月分からそれぞれ議員報酬を支給する。この場合において、月の中途にその職についたときは、日割計算によりその月分の議員報酬を支給する。

(平20条例21・平22条例18・一部改正)

第3条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。この場合において、月の中途にその職を離れたときは、日割計算によりその月分の議員報酬を支給するものとし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。ただし、死亡によりその職を離れたときは、月額によりその月分の議員報酬を支給する。

(平22条例18・全改)

(費用弁償)

第4条 市議会議員が公務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表のとおりとする。

3 外国旅行の旅費は、前項の規定にかかわらず、あきる野市職員の旅費に関する条例(平成7年あきる野市条例第32号。以下「職員の旅費条例」という。)第25条の規定を準用し、その額は市長相当額とする。

4 前2項に定める費用弁償の支給方法は、職員の旅費条例の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する市議会議員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

(平10条例1・平11条例31・平12条例91・平13条例32・平14条例35・平15条例29・平20条例21・平21条例32・平22条例24・平22条例34・平26条例21・平27条例37・平28条例20・平29条例20・平30条例22・令元条例13・令2条例25・令3条例17・令4条例18・令5条例26・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年9月1日から施行する。

(平21条例14・旧附則・一部改正)

(期末手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当に係る第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは、「100分の185」とする。

(平21条例14・追加)

附 則(平成10年条例第1号)

1

1. この条例は、公布の日から施行し、平成10年3月1日から適用する。

2 この条例による改正前のあきる野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて、平成10年3月1日以後この条例の施行の日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後のあきる野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成11年条例第31号)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

2 平成12年3月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後のあきる野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」とする。

附 則(平成12年条例第91号)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

2 平成13年3月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後のあきる野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の35」とする。

附 則(平成13年条例第32号)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 平成14年3月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後のあきる野市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

附 則(平成14年条例第35号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第29号)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第32号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条中あきる野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の改正規定(「3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)」を「6箇月以内」に改める部分及び同項の表を改める部分に限る。)は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第18号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第21号)

この条例中第1条の規定は平成26年12月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第37号)

この条例中第1条の規定は平成27年12月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第20号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第20号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

旅費額表

	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料
--	-----	----	-----	----	----	-----	-----

					(1日につき)	(1夜につき)	(1夜につき)
市議会議員	旅客運賃 特急料金 急行料金 グリーン料金 指定席料金	1等運賃 寝台料金	実費	実費又は1キロメートルにつき23円	1,700円	13,000円	1,300円

あきる野市議会 会議及び用語の解説

〔定例会議と臨時会議〕

定例会の回数は毎年 1 回です。1 月に「開会会議」を開き会期の決定をします。定期的に開かれる会議を定例会議、必要に応じて開かれる会議を臨時会議といいます。あきる野市の定例会議は、年 4 回、3 月、6 月、9 月、12 月に開催され、同年 12 月までを会期とします。

全議員で構成する本会議において、市長や議員が提出した議案などについて話し合い（質疑・討論・採決等）が行われます。ここで決定（議決）されたものが市議会の最終的な意思となります。また、市政全般の問題について、一般質問などの形で市長や市当局の考えについて質問がされるのも、この本会議です。議員定数（21 名）の半数（11 名）以上の議員が出席しなければ会議を開く事ができないとされています。

〔委員会〕

本会議で取り扱う議題は多く、問題も内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて、より詳しく、専門的かつ能率的に審査するために委員会を設けています。議員は、必ず 1 つの常任委員会に所属します。また、委員会には、常に設置されている常任委員会、議会運営委員会と、必要に応じて設置される特別委員会などがあります。

* 常任委員会

常任委員会とは、市の事務に関する調査を行い、議案や陳情等を審査するために設けられた常設的な委員会のことです。現在、あきる野市議会では 3 つの常任委員会が設置されています。

常任委員会所管事項	
名 称	所管事項
総務委員会	将来構想、財政等の企画政策部に関すること。人事、情報公開、災害対策等の総務部に関すること。住民票の発行、税金、保険、年金等の市民部に関すること。選挙及び監査に関すること。
環境建設委員会	自然環境の保全、ごみの減量化・資源化、公害防止、農林業政策、商工業の振興、観光業の推進等の環境経済部に関すること。都市計画、区画整理、道路建設・管理、公園管理、用地取得、下水道等の都市整備部に関すること。
福祉文教委員会	生活保護、障がい者福祉、高齢者福祉、介護保険、健康等の健康福祉部に関すること。保育園等の児童福祉、子育て支援等の子ども家庭部に関すること。小中学校の指導・運営・維持、学校給食、生涯学習、スポーツ振興、図書館等の教育委員会に関すること。

*** 議会運営委員会**

円滑な議会の運営を図るため、議会運営全般について協議・審査し、意見調整などを行います。

*** 特別委員会**

特定の問題を調査研究するため、設置される委員会です。また、例年、予算の審査を目的とする予算特別委員会（議長を除く全議員で構成）、決算の審査を目的とする決算特別委員会（議長及び監査委員を除く全議員で構成）が設置されます。

特別委員会所管事項	
名 称	所 管 事 項
公共交通等調査特別委員会	公共交通を充実させるため、JR五日市線、路線バス、 るのバス等の在り方について調査、検討します。

*** 広報広聴委員会**

議会の情報を発信（広報）するとともに、広く市民の意見を把握（広聴）し、議会活動に反映させるための委員会です。

*** タブレット等活用推進委員会**

市議会におけるタブレット端末の利活用について検討する委員会です。

用語解説 （50音順）	
用語	解説
【委員会付託】	本会議に提出された議案などについて、それぞれ担当する委員会に詳しい審査や調査を委ねることです。
【委員長報告】	委員会付託された議案などが、委員会での審査または調査を終え、本会議の議題になったとき、委員長から審査または調査の経過と結果を報告することをいいます。
【意見書】	地方公共団体の公益に関することについて、議会がその意思を意見としてまとめた文書のことです。議会是这样した地方公共団体の公益に関する意見書を国会や関係機関に提出することができます。
【一部事務組合】	行政の能率を高め、効率の良い運営をしていくため、特定の事務を市町村が共同して処理するところです。組合の経費は、構成市町村の分担金や手数料収入などでまかなわれています。また、一部事務組合には各市町村議会から選出された議員で組織する組合議会があります。
【一般質問】	議員が市の仕事全般について、市長などに質問することです。一般質問は、各定例会議の本会議で行われます。
【監査委員】	地方公共団体の財務に関する事務の執行や経営にかかわる事業の管理を監査するために置かれている市の機関です。本市の場合は、定数は2人で、市長が議会の同意を得て、地方公共団体の財務管理やその他行政運営にすぐれた知識・経験を有する人から1人、議員から1人が選ばれます。
【議案】	市議会の議決を経るため、市長または議員若しくは委員会が、議会に提出する条例などの案件のことです。市長が提出する議案を市長提出議案、議員が提出する議案を議員提出議案、委員会が提出する議案を委員会提出議案と呼んでいます。
【議決】	表決の結果として得られる議会としての意思の決定を「議決」といい、対象となる事項、事柄により、いろいろな形態があります。主なものとしては、可決、否決、修正、同意、承認、認定、採択、不採択などです。予算や条例、意見書、決議などは「可決」、専決処分の報告は「承認」、決算は「認定」、副市長、教育委員会委員などの人事は「同意」、請願・陳情は「採択」、「不採

	択」と使い分けます。提出された議案は、本会議で提出者から提案理由の説明をうけたあと、委員会に付託され審査を行います。 （ただし、補正予算や人事案件など、議案によっては委員会の審査を省略して本会議で即決することもあります）。委員会審査が終わった議案は、委員長からその結果が議長に報告され、本会議で議会の意思を決定（議決）します。
【議事日程】	その日の本会議または委員会の日時、件名、審議順序等を記載したものです。
【休会】	会期中に、一定期間会議（本会議）が開かれずに休止していることをいいます。
【決議】	議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことです。
【採決】	議長が各議員の賛成・反対の意思表示（表決）を求め、それを集計することです。採決とは表決を議長側からみた表現で、表決とは、議員側からみた表現です。
【採択】	請願・陳情の内容について、議会として賛同することです。
【質疑】	議案について、賛成・反対の判断をくだすために、不明な点や、詳しく知りたい点を提出者に聞くことです。
【諮問】	一般的には意見を聞くことをいいますが、法令用語としての諮問は、通常、一定の機関に対し、法令上定められた事項についての意見を聞くことをいいます。意見を聞かれた機関は、調査を行い、議論等を経て、意見を答申します。諮問した側は、法的にはその答申の内容に拘束されることはありませんが、できるだけ尊重すべきものとされています。
【趣旨採択】	請願（陳情）の願意については十分に理解できるが、願意を実現することが困難な場合などに、便宜的に「趣旨には賛成である」という意味の議決をすることがあります。この場合の決定方法のことをいいます。
【上程】	議案などを議事日程に組み入れて議題とし、審議の対象とすることです。
【審議】	本会議で議案について、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程を言います。
【請願】	国や地方公共団体に対し、その所管する事項に関し、一定の措

	置等の希望を申し出ることをいいます。市議会に対して請願をしようとするときは、議員の紹介が必要となります。
【専決処分】	議会が議決（決定）すべき事項を市長が議会に代わって処分すること。この処分をしたときは、次の議会に報告しなければなりません。
【陳情】	特定の事項についての利害関係を有する住民が、議会に実情を訴え、適切な措置を要望することです。請願とは異なり、議員の紹介を必要としません。
【定足数】	会議を開くには、一定以上の議員が出席しなければなりません。この最小限に必要な出席議員の数をいいます。定足数は特別な場合を除き、議員定数の半数以上となっています。
【動議】	動議は主に会議の進行または手続きに関し、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してされる提議のことで、議会または委員会の議決が必要です。
【討論】	議題となっている案件について、採決の前に議員が賛成か反対かの自分の意見を述べ、意見の異なる議員の賛同を求めることです。
【表決】	各議員が議長の求めに応じて賛成・反対の意思表示をすることです。議長がこの表決をとることを採決といいます。表決とは、議員側からみた表現で、採決とは表決を議長側からみた表現です。

出典「あきる野市ホームページ（市政情報＞市議会＞市議会のしくみ＞市議会のしくみ・役割）」

議員の報酬等について

1 報酬(1月当たり)

区分	報酬 (円)	所得税(甲欄) (円)	所得税(乙欄) (円)	支給額(甲欄) (円)	支給額(乙欄) (円)
議長	510,000	31,370	151,600	478,630	358,400
副議長	456,000	22,540	122,200	433,460	333,800
常任委員長	441,000	20,090	113,600	420,910	327,400
議会運営委員長	441,000	20,090	113,600	420,910	327,400
議員	433,000	19,210	108,500	413,790	324,500

※扶養親族等の数は0人で計算

2 期末手当(令和6年6月支給分)

計算方法・・・[報酬+(報酬×役職加算)]×支給月数×期間率

区分	報酬 (円)	役職加算 (%)	支給月数 (月)	期間率 (%)	期末手当 (円)	所得税(甲欄)※ (円)	所得税(乙欄) (円)	支給額(甲欄) (円)	支給額(乙欄) (円)
議長	510,000	20	2.325	100	1,422,900	232,445	435,834	1,190,455	987,066
副議長	456,000	20	2.325	100	1,272,240	207,833	389,687	1,064,407	882,553
常任委員長	441,000	20	2.325	100	1,230,390	200,997	376,868	1,029,393	853,522
議会運営委員長	441,000	20	2.325	100	1,230,390	200,997	376,868	1,029,393	853,522
議員	433,000	20	2.325	100	1,208,070	197,350	370,032	1,010,720	838,038

※扶養親族等の数は0人で計算

3 議員の税区分の内訳

甲欄適用者 16人

乙欄適用者 5人

あきる野市議会役職一覧

(令和6年7月31日現在)

◎委員長 ○副委員長

役 職 名	議 員 名 等
議長	臼井 建
副議長	窪島 成一
監査委員	子籠 敏人
総務委員会委員 (7人)	◎中村 一広 ○清水 晃 臼井 建 国松まさき 関口えり子 堀江 武史 増崎 俊宏
環境建設委員会委員 (7人)	◎浦野 治光 ○原田ひろこ 窪島 成一 子籠 敏人 辻 よし子 ひはら省吾 松本ゆき子
福祉文教委員会委員 (7人)	◎大久保昌代 ○よしざわゆたか 天野 正昭 しょうじとし たばたあずみ 中村 のりひと 村野 栄一
議会運営委員会委員 (7人)	◎ひはら省吾 ○よしざわゆたか 大久保昌代 子籠 敏人 たばたあずみ 中村 のりひと 村野 栄一
公共交通等調査特別委員会 委員 (8人)	◎中村 のりひと ○国松まさき 子籠 敏人 しょうじとし 辻 よし子 増崎 俊宏 松本ゆき子 村野 栄一
広報広聴委員会委員 (7人)	◎天野 正昭 ○原田ひろこ 窪島 成一 関口えり子 辻 よし子 中村 のりひと ひはら省吾
タブレット等活用推進 委員会委員 (5人)	◎たばたあずみ ○大久保昌代 国松まさき しょうじとし 中村 のりひと
阿伎留病院企業団議会 議員 (5人)	浦野 治光 たばたあずみ 中村 のりひと 原田ひろこ 村野 栄一
西秋川衛生組合議会議員 (5人)	天野 正昭 清水 晃 中村 一広 増崎 俊宏 松本ゆき子
秋川流域斎場組合議会議員 (5人)	大久保昌代 国松まさき しょうじとし 関口えり子 よしざわゆたか
東京都三市収益事業組合 議会議員 (2人)	ひはら省吾 堀江 武史
後期高齢者医療広域連合 議会議員 (1人)	増崎 俊宏
三多摩上下水及び道路建 設促進協議会理事・委員	(理 事) 臼井 建 (第 1) 清水 晃 (第 2) よしざわゆたか (第 3) 原田ひろこ
秋川流域市町村下水道建 設促進協議会委員	(監 事) 臼井 建 (理 事) 大久保昌代 よしざわゆたか (委 員) たばたあずみ 中村 一広 中村 のりひと
秋川南岸道路建設促進協 議会委員	(会 長) 堀江 武史 (監 事) 国松まさき (委 員) 天野 正昭 大久保昌代 清水 晃 関口えり子 辻 よし子 中村 一広

役 職 名	議 員 名 等
J R五日市線改善促進協議会委員	(会 長) 臼井 建 (委 員) 国松まさき 窪島 成一 子籠 敏人 しょうじさとし 中村 のりひと 増崎 俊宏 松本ゆき子 村野 栄一
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会会員	臼井 建 窪島 成一
東京都三多摩地区消防運営協議会委員	臼井 建
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会会員	臼井 建 窪島 成一
西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員	臼井 建 窪島 成一 ひはら省吾
東京河川改修促進連盟会員	全議員
日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場環境影響評価委員会委員	浦野 治光 大久保昌代 子籠 敏人 関口えり子
J R五日市線複線化促進協議会委員	臼井 建
秋川流域がん対策推進議員連盟	全議員
表彰審査会委員	臼井 建 窪島 成一 中村 一広
学校給食センター運営協議会委員	関口えり子 原田ひろこ ひはら省吾
青少年問題協議会委員	国松まさき 増崎 俊宏 松本ゆき子
民生委員推薦会委員	堀江 武史 よしざわゆたか
国民健康保険運営協議会委員	浦野 治光 原田ひろこ
防災会議委員	臼井 建 中村 一広
都市計画審議会委員	天野 正昭 たばたあずみ 中村 のりひと 増崎 俊宏 村野 栄一
国民保護協議会委員	臼井 建 中村 一広
消防委員会委員	中村 一広 堀江 武史 村野 栄一
採石事業指導要綱に基づく公害防止及び環境保全対策遂行協議会委員	浦野 治光 大久保昌代 中村 一広

○議長（村野茲美君） 日程第8 議案第69号秋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 臼井 孝君 登壇〕

○市長（臼井 孝君） 上程されました議案第69号の説明を申し上げます。

本議案につきましては、秋川市特別職報酬等審議会の答申を尊重しつつ、諸般の情勢を考慮いたしまして三役の給料額を改定するものでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議のほど

お願いいたします。

○議長（村野茲美君） 総務部長。

〔総務部長 河野清亮君 登壇〕

○総務部長（河野清亮君） ただいま上程いたしました議案第69号秋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

例規集は1,821ページでございます。

第3条手当の項でございます。第2項中3月支給分でございますが、「100分の50」を「100分の55」に、6月支給分でございますが、「100分の210」を「100分の220」、12月支給分でございますが、「100分の250」を「100分の260」に改めるものでございます。

次に別表中でございます。例規集は1,831ページになります。

市長の月額でございます「68万円」を「72万6,000円」に、助役の月額でございますが「60万3,000円」を「64万5,000円」に、収入役の月額でございますが「57万5,000円」を「61万5,000円」に改めるものでございます。

次に附則でございますが、第1項でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用するものでございます。

第2項でございますが、前項の規定にかかわらず、別表の改正規定については、平成2年10月1日から適用するものでございます。これは月額でございます。

第3項でございますが、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成2年6月1日以降この条例の施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす旨の経過措置の規定でございます。

なお、今回の改正により必要とする経費につきましては、後ほど補正予算で御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、大変雑駁ですが説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたしま

す。

○議長（村野茲美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 質疑なしと認めます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号秋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（村野茲美君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（村野茲美君） 日程第9 議案第70号秋川市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 臼井 孝君 登壇〕

○市長（臼井 孝君） 議案第70号の説明を申し上げます。

本議案につきましては、三役の給与額の改定に伴いまして教育長の給与額を改定するものであります。また、期末勤勉手当につきましては、諸物価の上昇に対処するとともに一般職の職員との均衡を図るため支給率を改めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村野茲美君） 総務部長。

〔総務部長 河野清亮君 登壇〕

○総務部長（河野清亮君） ただいま上程いたしました議案第70号秋川市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

例規集は1,832ページでございます。

第2条中、これは給料でございます。「57万5,000円」を「61万5,000円」に改めるものでございます。

次に、第4条手当でございますが、第2項中3月支給分「100分の50」を「100分の55」に、6月支給分でございますが「100分の160」を「100分の170」に、12月支給分でございますが「100分の190」を「100分の200」に改めるものでございます。

次に附則でございますが、第1項ですが、この条例は公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用するものでございます。

第2項でございますが、前項の規定にかかわらず、第2条の改正規定についてはこれは給料になりますが、平成2年10月1日から適用するものでございます。

第3項でございますが、改正前の教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の規定に基づいて、平成2年6月1日以後この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の規定による給与の内払いとみなす旨の経過措置の規定でございます。

なお、今回の改正によりまして必要とする経費につきましては、後ほど補正予算で御審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、大変雑駁でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村野茲美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村野茲美君) これをもって質疑を終了いたします。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村野茲美君) 討論なしと認めます。

これより議案第70号秋川市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(村野茲美君) 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時47分 再開

○議長(村野茲美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第71号秋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長 臼井 孝君 登壇)

○市長(臼井 孝君) 上程されました議案第71号の説明を申し上げます。

本議案につきましては、人事院及び東京都人事委員会の給与改定に関する勧告に伴いまして、市職員の給与改定を行うものであります。

給与の改定率は、都並みの3.64%とし、諸手当につきましては、住居手当と期末手当の改定を行いました。

また、通勤災害による休暇、休職の場合の給与上の取り扱いを規定いたしました。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(村野茲美君) 総務部長。

(総務部長 河野清亮君 登壇)

○総務部長(河野清亮君) 議案第71号秋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

例規集が1,851ページになります。

まず、第10条の2第2項につきましては、住居手当の支給額を改正するものでございます。

世帯主で扶養親族を有する者につきましては「8,000円」を「8,200円」に、世帯主で扶養親族を有しない者につきましては「7,500円」を「7,700円」に、それぞれ改めるものでございます。

例規集1,863ページになります。

次に、第20条2項及び追加となりました第3項と4項につきましては、期末手当につきまして規定しております。

これは役職段階別加算制度の導入に伴いまして、国の準則にならって改正するものでございます。

まず、20条第2項は、期末手当の額につきまして規定するものでございます。

また、期末手当の支給率につきましても、3月支給分が「100分の50」を「100分の55」に、6月支給分が「100分の160」を「100分の170」に、12月支給分が「100分の190」を「100分の200」に改めるものでございます。

この件につきましては、一番終わりに資料を添付いたしております。この資料右側にございます3. 諸手当の(2) 期末・勤勉手当の表を御参考いただければと思います。

20条の第3項は期末手当基礎額につきまして規定するものでございます。

20条第4項は、役職段階別加算制度の導入によりまして、職務の等級を控除して、市規則で定める職員の区分に応じて「100分の20」を超えない範囲で市規則で定める割合に乗じて得た額を、加算した額を一般職員給料表の特3等級以上の職員の期末手当基礎額とする規定でございます。これも、先ほど申しましたこの表をご覧になっていただきたいと思います。例規集は1,864ページになります。

次に、第21条第2項及び追加になりました第3項と4項につきましては、勤勉手当につきまして規定しております。

これも期末手当と同様に役職段階別加算制度の導入に伴いまして、国の準則にならって改正するものでございます。

まず、21条第2項は、勤勉手当の額につきまして規定するものでございます。なお、率についての変更はございません。

21条第3項は、勤勉手当基礎額につきまして規定するものでございます。

21条第4項は、一般職給料表の特3等級以上の職員の勤勉手当基礎額につきまして第20条第4項の規定を準用するものでございます。これ期末手当の基礎でございます。

例規集1,865ページになります。

次に、第22条第1項につきましては、通勤により負傷し、または疾病にかかり療養のため勤務できない者の給与の取り扱いについて公務災害を受けた場合と同様とすることとなります。これは国の準則にならって改正するものでございます。

次の別表につきましては、一般職の給料の改定でございます。

今回の改定率につきましては、表上で3.85%となっております。

附則でございますが、第1項につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用するものでございます。

第2項につきましては、前項の規定にかかわらず第22条第1項の改正につま

しては、平成3年1月1日から適用するものでございます。これは通勤災害の関係でございます。

第3項につきましては、平成2年4月1日の前日において、職務の等級の最高号棒または最高の号棒をこえる給料月額を受けていた職員の切替日における号棒または給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める旨の規定でございます。

第4項につきましては、改正前の一般職の職員の給与に関する条例に基づいて、平成2年4月1日以後、この条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす旨の経過措置の規定でございます。

今回の改正により必要とする経費につきましては、後ほど補正予算で御審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

大変雑駁でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村野茲美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。岸野康男君。

○15番（岸野康男君） 71号の資料の方の（3）期末・勤勉手当に伴う役職段階別加算給の問題についてですけれども、ほかの東京都下26市あるいは2市2町かなそういう所も含めて、この期末・勤勉手当が、いわゆる特に係長、主任給の部分についてですけれども、これが、いわゆる同一年数経っても、同じに採用されて同一年数であっても、係長とか主任に昇格していない職員もどこの市町村にもいるわけですが、この扱いについては、他の26市ではどういうふうに扱っているのかをお聞きます。

○議長（村野茲美君） 庶務課長。

〔 庶務課長 戸田典武君 登壇 〕

○庶務課長（戸田典武君） お答えいたします。

この役職段階別加算措置につきまして本年人事院勧告並びに東京都人事院会勧告によりましての導入でございますが、ただいま御質問の25市あるいは町村における状況ということでございますが、各市町村とも非常にこの問題では難航しているところでございます。

そして、あくまでもこの措置の導入というものは、役職者、職務と責任に応じたことということの意味合いが、この役職加算制度の導入が根底にあるわけでございます。

岸野議員がおっしゃられました年齢あるいは在職年数がかなりいっているのに、役職加算の恩恵を受けないというような趣旨の御質問ととれるわけでございますが（「だから、よその市はどうなっているか。それを具体的に聞いているわけ。」と発言する者あり）

他市の状況につきましてはですね、非常に、先ほど、今、申し上げましたように難航しております状況で、これ電話で聞いた範囲でございますが、大卒で13年、15年とか、短大卒で15年、17年とか、まちまちでございます。そして、それが妥結というような状況では、まだ私ども手元の方には届いておりません。以上でございます。

○15番（岸野康男君） いろいろ交渉が行われている、交渉経過途中であるというふうなことだと思うんですけども、既に結論が出た市町村があったら、それから結論の内容を聞いておきたいと思います。

○庶務課長（戸田典武君） お答えいたします。

結論ということでございますが、私どもが担当課に聞いたものが結論という位置づけでお話し申し上げます。

今現在の、けさまでの時点でございますと、三鷹市、日野市、立川市、武蔵野市あたりが事務レベルでの妥結ということで伺っております。（「妥結の内容はどう

いうふうになっていきますか。」と発言する者あり）

妥結の内容につきましては、武蔵野が3.67、これ給与改定率でございます。住居手当が200円。期末・勤勉手当が5.35、役職加算が部長職20、課長職15、係長職10、主任5、その他といたしまして36歳以上で、大卒14年以上ということでございます。

三鷹市が3.67、住居が500円、期末・勤勉5.35、役職につきまして部長が20、課長が15、課長補佐10、係長7、主任5、48歳で26年以上7%、35歳以上、大卒13年以上5%。

非常にまちまちということでございます。

○議長（村野茲美君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） これをもって質疑を終了いたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号秋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（村野茲美君） 日程第11 議案第72号平成2年度秋川市雨水管整備事業（事業の一部）に関する業務委託変更契約についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 臼井 孝君 登壇〕

○議長（村野茲美君） 日程第4 議案第1号秋川市議会議員の報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 臼井 孝君 登壇〕

○市長（臼井 孝君） ただいま上程されました議案第1号秋川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、秋川市一般職の職員等との均衡を考慮いたしまして、期末手当に対し加算措置を規定するものでございます。

詳細につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村野茲美君） 総務部長。

〔総務部長 河野清亮君 登壇〕

○総務部長（河野清亮君） それでは、議案第1号秋川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

例規集お持ち方は1,714ページをお開きいただきたいと思います。

第5条第2項中「報酬の月額に」を「報酬月額及びその報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項でございますけれども、公布の日から施行し平成2年6月1日から適用する規定でございます。

第2項でございますが、改正前の条例の規定に基づいて、平成2年6月1日以後この条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす経過措置の規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村野茲美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。片野坂勝代君。

○8番（片野坂勝代君） 8番。12月の議会で職員の方の加算措置というのは決められたわけで、そのときに議員と3役の方とがやるのをうっかりしていたというよ

うな話が、確かに12月の議会の、たしか最終日でしたか、あって、近いうちに臨時議会を開きたいというような話だったと思うんですが、もう一度確かめたいんですけれども、この100分の20の加算措置というものが出てきた経過というものについて、もう一度ちょっと確かめたいんですけれども。

○総務部長（河野清亮君） お答えいたします。

これは、もう皆様も御存じのとおりだと思いますが、人事院勧告によりまして役職加算が定められたわけでございます。これは民間とのベースと調整を図りながら公務員の給与ベースを勘案しまして、その枠の中での人事院の勧告でございます。

この勧告につきましては、やはり役職の責任度合等を勘案しまして、その率を役職加算として掲示をいたしました、こういうことでございます。

○8番（片野坂勝代君） 民間ベースと合わせて役職加算という人事院勧告が出たということなんですけれども、民間ベースをみて役職加算が必要だという、出てきたという言葉の内容ですよね、それは民間の会社と比べて職員との差が公務員の場合にはあまりないからとか、そういうようなことなんですか。その内容は。

○総務部長（河野清亮君） いわゆる民間の状態で考えますと、やはり一般職と管理職との差というものが当然出てきておるということでございます。この辺の人事院勧告では、公務員における考え方、今、公務員としての給与格差というものを考えた上で、やはり役職加算の必要性を勧告をいたしました、ということだと、こういうふうに考えております。

○8番（片野坂勝代君） それからもう一つお伺いしたいんですが、国の場合の役職者と、職員のですね、役職者と役職者でない者の比率、秋川市の職員の中での役職者と役職者でない者の比率というのが大分違うっていう話をね、この前ある人から聞いたんです。

秋川市の場合は、例えば、5%にしる、5%以上もらう者の比率というのが、もらわない人の比率とね、合わせたときに、ほかの市町村と比べると非常にもらう人

の比率が少ないと。ですから、人事院勧告で出てきた役職者加算によるメリットを受ける職員がね、非常に秋川の場合はほかの市町村と比べても少ないんだっていう話を聞いたんですよね。私は、そういった中で、職員の中で、ほかの市町村と比べても役職者加算のメリットを受ける職員が少ないというときにね、市議会議員が果たしてこのメリットの一番大きい20%などというね、役職加算措置を果たして受けていいものであろうかと。非常に、これを受けることについて職員の皆さんに、非常にこれは悪いなという、非常に後ろめたい思いをしているわけですけども、職員の皆さんについての加算措置を他の市町村並みに引き上げるとかね、国並みとか、都並みにするとか、そういうような動きはどんなふうになっているんでしょうか。

○総務部長（河野清亮君） お答えいたします。

今、管理職加算受ける割合の問題だと思いますが、国におきましては60.4%、東京都におきましては54%。まあ、これをひとつの基準として組合等の話は出ております。

しかし、秋川市としては、去る組合との団体交渉の結果、加算をするという割合はですね、全体の5割という形で組合と妥結をいたしておるところでございます。

○9番（影山 保君） 人事院勧告のね、経過については詳しい報告はないんだと思うんですけども、勧告を出すにあたってね、こういう加算制度ではなくて、期末手当そのものについてね、民間ベースとの格差を縮めるとか、そういうような議論とか経過というものはなかったんでしょうか。聞いてませんか。

○議長（村野茲美君） 庶務課長。

〔 庶務課長 戸田典武君 登壇 〕

○庶務課長（戸田典武君） お答えいたします。

期末勤勉手当につきましては、御案内のとおり5.1カ月を5.35月ということで改正してございます。

○9番（影山 保君） それはわかっているんですが、その上にこの特別加算っていうふうになったわけですよ。結局、職員あるいは労働者の格差がさらにね、やっぱり役職によって違ってくるわけですよ。民間ベースとの違いを是正をするというならば、むしろ期末勤勉手当が民間との格差が大きいんだらうというふうに思うんです。そういう議論がなかったかどうかという、私聞いているんでね。そこまでの詳しい報告がなければやむを得ないんですけども、そのことを私聞いているんです。

○庶務課長（戸田典武君） お答えいたします。

人事院勧告そのものは、全国都道府県から市町村すべてに通知されるわけですが、影山議員お尋ねのような御質問につきましては、人事院の中での議論なりと思っておるところでございます。

○議長（村野茲美君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号秋川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（村野茲美君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（村野茲美君） 日程第5 議案第2号秋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔 市長 臼井 孝君 登壇 〕

○市長（臼井 孝君） 上程されました議案第2号の説明を申し上げます。

本議案につきましても、秋川市一般職の職員との均衡を考慮いたしまして、期末手当に対し、第3条第2項中の「給料に」を「給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に」改めまして加算措置を規定するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村野茲美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 質疑なしと認めます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号秋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（村野茲美君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（村野茲美君） 日程第6 議案第3号秋川市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔 市長 臼井 孝君 登壇 〕

○市長（臼井 孝君） 上程されました議案第3号秋川市教育委員会教育長の給与及

び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましても、秋川市一般職の職員等との均衡を考慮いたしまして、期末手当に対し加算措置を規定するものでございます。

条例の第4条第2項中及び条例第3項中の「給料に」というものを「給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に」改めるものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村野茲美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 質疑なしと認めます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村野茲美君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号秋川市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（村野茲美君） 挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第六節 特別職（常勤）給与費単価

(道府県分)

区 分	特 別 職	監 査 委 員
本 俸 (月 額) A	859,000 円	510,000 円
〃 (年 額) B	10,308,000	6,120,000
期 末 手 当 C	4,110,315	2,440,350
退 職 手 当 D	1,417,350	841,500
基 金 負 担 金 E	15,716	9,331
共 済 組 合 負 担 金 F	3,754,611	2,229,261
合 計 (B～F)	19,610,000	11,640,000

(市町村分)

区 分	特 別 職	監 査 委 員
本 俸 (月 額) A	630,000 円	410,000 円
〃 (年 額) B	7,560,000	4,920,000
期 末 手 当 C	2,390,850	1,555,950
退 職 手 当 D	1,146,096	745,872
基 金 負 担 金 E	12,240	7,965
共 済 組 合 負 担 金 F	2,533,529	1,652,718
合 計 (B～F)	13,640,000	8,710,000

(注) 各種手当等の本俸に対する率は、一般職員の例による。

出典「令和5年度 地方交付税制度解説（単位費用篇）」

令和 5 年度 東京都 26 市所得割額等一覧

区分 市名	類団	所得割額 (千円)	所得割納税義務者数 (人)	納税義務者当たり所得割額 (千円)
八 王 子 市		36,287,426	274,019	132
立 川 市		13,770,009	95,646	144
武 蔵 野 市		18,704,618	81,666	229
三 鷹 市		18,965,799	101,544	187
青 梅 市		7,410,431	64,282	115
府 中 市		20,811,802	135,526	154
昭 島 市		7,278,615	57,705	126
調 布 市		21,651,482	128,501	168
町 田 市		30,981,380	208,983	148
小 金 井 市		11,721,214	66,712	176
小 平 市		14,484,211	97,497	149
日 野 市		13,734,092	96,804	142
東 村 山 市		9,586,789	74,537	129
国 分 寺 市		12,053,148	68,761	175
国 立 市	○	7,268,968	39,770	183
福 生 市	○	3,330,052	28,583	117
狛 江 市	○	6,978,294	44,183	158
東 大 和 市	○	5,222,236	41,364	126
清 瀬 市	○	4,654,591	35,931	130
東 久 留 米 市		7,672,996	56,891	135
武 蔵 村 山 市	○	3,742,903	33,173	113
多 摩 市		10,674,478	74,781	143
稲 城 市	○	7,417,658	47,484	156
羽 村 市	○	3,390,095	27,761	122
西 東 京 市		15,750,267	104,744	150
あ き る 野 市	○	4,481,251	38,533	116
26 市中順位		23	22	24
26 市平均		12,231,723	81,745	147